農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱

制定27食産第5412号 平成28年4月1日 農林水産事務次官依命通知

改正 平成29年3月31日28食産第6097号 改正 平成30年3月30日29食産第5530号 改正 平成30年8月15日30食産第2145号

第1 趣旨

少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品 産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海 外展開を図り、世界の人口増加や各国の経済発展等により今後大きく成長する グローバルな食市場を獲得することが重要である。

このため、独立行政行法人日本貿易振興機構等と連携し、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)(以下「輸出力強化戦略」という。)に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要がある。

本事業は、農林水産物・食品の輸出促進に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2目的

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を推進し、輸出力強化戦略に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1 に掲げるとおりとする。

なお、別表1の2の(1)の1の(2)及び3の(2)並びに別表1の2の(3)の2及び4の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

第4 事業の採択等

事業の採択基準については、食料産業局長又は生産局長(以下「食料産業局 長等」という。)が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「事業承認者」という。)に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止 事業実施計画の変更(食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。) 又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、 別に定めるところにより補助するものとする。

第7報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画 を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の 実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」(平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知)に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従 前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従 前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従 前の例による。

別表 1 (第 3 関係)				
事業の種類	事業の内容	事業実施主体		
農林水産物・食 品輸出促進対策 事業				
1 農林水産物 ・食品の輸 出対策				
(1) 海外需要創 出等支援対 策事業				
ア 戦略的輸出拡大事業	1 マーケティング戦略の策定及び企画・実行等 日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を加速化する ため、日本食品海外プロモーションセンター(以下「JF OODO」という。)において、PDCAサイクルを実行し ながら、対象品目の需要創出・拡大及び事業者が相応の価 格で販売できる環境形成を目的として、海外マーケットに 深く踏み込んだ戦略的で一貫性のあるマーケティングに係 る取組を推進する。 2 事業者マッチング及び継続的な販売支援等 JFOODOが行うマーケティング戦略等の実行に伴う 日本産農林水産物・食品の需要等を把握し、国内各ブロックにおいて輸出に取り組む事業者の農林水産物・食品との マッチングを行う。また、海外における対象品目の需要を 把握し、輸出に取り組む事業者の現地における継続的な販	1 独立行政法人日本貿易振興機構		
	売活動を支援する取組を行う。 3 事業者サポート体制の強化 (1)輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催 日本産農林水産物・食品の輸出に関心のある農林漁業 者等に対して、輸出に取り組む際に必要となる情報を提 供するためのセミナー及び商談スキル向上研修を開催す る。 (2)輸出プロモーターの設置 農林水産物等の輸出に大きな可能性を有する事業者を 全国から発掘し、有望な輸出事業者として育成するため、 輸出プロモーターを設置する。 (3)海外プロモーターの設置 海外における我が国からの農林水産物等の輸出に大き く貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出 に取り組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。 (4)課題別専門家の設置 農林水産物等の輸出に当たり障壁となりうるハラール やコーシャなどの宗教に起因する課題や国・地域ごとに 異なる規制や市場ごとの需要にきめ細かく対応するため、 課題別専門家を設置する。 (4)課題別専門家を設置する。			

有望市場をはじめとした戦略的に輸出拡大が強く期待される市場の開拓に向けて、農林水産物等をビジネス関係者(輸出先国の政府要人等を含む)にPRすることを目的とした戦略的マーケティングを実施する。

(6)輸出相談窓口としてのワンストップステーション化農林水産物等の輸出に係る海外の制度情報、商流・コスト構造、海外市場の動向等についての調査を実施し、情報を蓄積することで、農林水産物等の輸出に取り組む事業者からの種々な問合せに対応するほか、1年以上先のイベント情報を盛り込んだイベントカレンダーを活用したオールジャパンの取組を推進し、事業者にとって必要な情報の提供や、課題の解決に向けた助言等を行うワンストップステーションとしての体制を構築する

(7) 海外連絡協議会の設置

輸出戦略における重点国・地域の中で我が国の食品関連事業者の海外展開が増加しており、当該海外展開によって農林水産物等の輸出の拡大が見込まれる主要都市に海外連絡協議会を設置し、我が国の食品関連事業者に対し、現地で円滑な事業展開を行うために有用な情報を提供するとともに、個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題の解決を図る。

- 4 商談会及び見本市への出展等サポート
- (1) 国内商談会の開催

海外への新たな販路開拓・販路拡大に取り組む農林漁業者等と有望なバイヤー等との商流構築を図るため、バイヤー、ディストリビューター等を招へいし、成果に結びつくよう効果的かつ効率的に商談会を開催する。

(2) 海外商談会の開催

海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と 現地流通事業者等との商談会を海外において開催する。

(3)海外見本市への出展

海外における日本産農林水産物等の商品価値を高めつつ商流構築を図るため、海外で開催される有望な国際見本市へジャパンパビリオンを出展する。

イ 品目別等 輸出促進 対策事業 「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)に沿って、次の1及び2の中から選択して行う輸出に係る取組を実施する。

- 1 品目等のオールジャパンでの輸出促進支援
- (1)品目別PR等活動支援

日本食・食文化の普及と一体となったPRや日本産品の認知度向上やブランド化に向けて、多様な媒体を通じた宣伝活動、セミナーの開催、展示会への参加等によるPRを実施する。

また、海外バイヤー、レストラン関係者等を国内産地や加工現場等へ招聘し、日本産品の品質の高さや食品の安全性、高度な品質管理の状況等についてのPRを実施する

(2) オールジャパンでの販売促進支援

品目別輸出団体の構成員が品目別輸出団体と一体になり、国内外において新たな販路を開拓するため、JETRO等と連携した商談会等への参加や、(1)で招聘した現地バイヤーやレストラン関係者との商談等を実施する。

2 食料産業局長が別に 定める者から公募によ り選定された団体

- 2 分野、テーマ別に対する販路開拓等の取組支援
- (1) 品目横断的なPR等活動支援

今後、輸出拡大が期待される国・地域において、機能性食品等の健康機能を訴求するなど、分野、テーマを設定したPR活動や品目横断的なPR活動を実施する。

(2) 産地と連携した販売促進支援

地域ブロック規模において、様々な農林水産物・食品の商品を取り扱う事業者等が複数の生産地等と連携し、新たな販路開拓を行うため、国内外の商談会への参加等の販売促進活動を実施する。

ウ 食文化発 信による 海外需要 創出加速 化事業

ウ 食文化発 1 日本食・食文化普及人材育成支援事業

海外の外国人日本食料理人を研修生として招へいし、我が国の日本料理店等で研修させ、日本の食文化及び日本料理における食品衛生管理に関する知識、調理技能やおもてなし等に関する知識を向上させることにより、当該外国人日本食料理人が、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際の現地でのパートナーとなりうるよう、人材育成するための取組を行う。

- 2 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業
- (1) 日本料理の調理技能認定推進支援事業

日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の外国人日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を行う。

(2) 日本産食材サポーター店認定推進支援事業

海外における日本食・食文化の一層の理解深化による 日本産農林水産物・食品の輸出促進を図るため、日本産 食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を日本産 食材サポーター店として認定する取組の適切かつ効果的 な運用、管理、普及等を行う。

3 日本食材活用ネットワーク強化事業

海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に資する日本の外食産業の海外展開を促進するための以下の(1)から(3)までに掲げる全ての取組又はビジネスインフラを形成するための以下の(4)の取組を実施する。

(1) 事業可能性検証(テストキッチン)

海外の有力商業施設内の店舗やフードコート等において、日本の外食産業の現地出店に向けたテストキッチンを設置し、現地での日本食材・現地食材の調達を通じてコールドチェーンの確認等を行い、事業可能性の検証を実施するための場を提供する取組を行う。

(2) 外食産業投資ミッション派遣

日本食・食文化普及人材の育成のための外食産業に特化した投資ミッションを現地に派遣し、現地投資環境に関するセミナー、現地パートナー候補・サプライヤーとのマッチング商談会並びに日本食レストラン等での研修及び視察の取組を行う。

(3) 海外外食産業経営者招へい 海外でレストランを多店舗展開している有力外食企業 3 食料産業局長が別に 定める者から公募によ り選定された団体 の経営者等を日本に招へいし、ビジネスパートナーとし てのマッチング商談会及びセミナー・研修等の取組を行 う。

- (4) 日本産食材サプライチェーンプラットフォーム運営 ビジネスインフラとして、日本産食材の越境ECサイ トを含む日本産食材サプライチェーンプラットフォーム を形成し、適切かつ効果的な運営、管理等を行う。
- 4 輸出に取り組む優良事業者表彰

海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産 農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起 に向けて、優れた輸出事業者の選出及び表彰を行う。

(2) 輸出環境整 備推進事業 1 既存添加物等申請支援事業

諸外国において我が国の既存添加物等の使用が認められ、 既存添加物等が含まれる日本産食品をこれらの国・地域に 輸出できるようにするため、事業実施主体が行う相手国の 食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験データの取得 ・分析、申請書類取りまとめ及び申請の実施を支援する。

2 国際的認証資格取得等支援事業

「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月農林水産 業・地域の活力創造本部取りまとめ)に掲げる重点品目等 について、事業実施主体が対象国・地域が求める検疫等の 条件への対応 (登録園地査察、ハラール認証等)、国際的に 通用する認証の取得・更新 (ISO22000等)、対象国・地域に おいて他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新 (有機 | AS認証等) 等の取組への支援を行う。

(3) インポート トレランス 業

(4) 食によるイ

業

対応推進事

- 青果物及び緑茶生産において使用される主な農薬について、 | 輸出相手国に対して日本と同等の残留農薬基準を新たに設定 申請支援事 申請するための取組への支援を行う。
- 地域の農林水産物・食品、食文化及び景観等の魅力を国外 ンバウンド | に発信するため、地域の食文化資源等の発掘及び普及の取組 を行う。
- (5) 日本発食品 安全管理規 格策定推進 事業

日本発の食品安全管理規格、認証スキーム文書、ガイド ラインの策定等の推進

国際的に通用するとともに、日本の食文化や企業文化に 適用しやすい、日本発の食品安全管理規格、認証スキーム 文書、ガイドラインの策定等を推進する取組を行う。

2 国際標準化の推進

日本発の食品安全管理規格、認証スキーム、ガイドライ ン等が国際的に通用するものとなるよう、情報収集・調査、 国際機関等との交渉、情報発信などの取組を行う。

3 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム活用の拡大 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドライ ンの信頼性を向上させるとともに、国内外で広く認知され、 実施・活用されるよう、審査員・監査員等の育成のための 説明会・研修会、審査員・監査員等の確保及び力量向上の ための仕組みの検討、モデル認証事業、シンポジウムの開

4 食料産業局長が別に 定める者から公募によ り選定された団体

- 5 生産局長が別に定め る者から公募により選 定された団体
- 6 食料産業局長が別に 定める者から公募によ り選定された団体
- 7 食料産業局長が別に 定める者から公募によ り選定された団体

催、普及ツールの作成などの取組を行う。 2 地理的表示 等の知的財 産の保護・ 活用 (1) 地理的表示 1 地理的表示保護制度推進事業 8 事業の内容欄に掲げ 保護制度活 次の(1)の取組を実施するとともに、(2)の取組につ る3の(2)を除く事業 用総合推進 いて、(1)により選定した事業実施者に対して補助を行う。 については食料産業局 事業 長が別に定める者から (1) GI保護制度の登録申請についての産地等への相談対 公募により選定された 応や、説明会による制度の普及啓発や情報提供のほか、 団体 食料産業局長が別に定めるところにより、GI申請に必 3の(2)については 要な調査等の実施主体の公募・選定を行う。 食料産業局長が別に定 (2) G I 申請に必要な調査等を行う。 める者 2 知的財産・地域ブランドビジネス化支援 流通業者や消費者等がGI保護制度の意義を理解し、生 産者や実需者にとってGI産品が実際のビジネスにおいて 活用できることを認識してもらうため、国内外のGI産品 の展示会等を開催する。 3 地理的表示海外保護・侵害対策 海外における我が国GIの保護及び侵害対策の強化を図 るため、以下の取組を行う。 (1) 海外へのG I 申請・登録支援 (2) 海外での侵害対策支援 (3) 海外での展示会等への出展支援 (2) 農業ICT 農業分野のICT規格の標準化を推進するため、実証展示 9 食料産業局長が別に 標準化推進 ほ場を設置して農業分野のICT関連システム(センサー、 定める者から公募によ 事業 り選定された団体 コントローラ、農業機械等)のデータ等の接続性・互換性を 検証するとともに、標準化のメリットを国内外の関係者に提 示する。 (3) 植物品種等 1 海外出願支援体制の整備 10 植物品種等海外流出 次の(1)から(3)までの取組を実施するとともに、(4)防止対策コンソーシア 海外流出防 止総合対策 の取組について、(4)により選定された支援対象者に対し Δ 事業 て補助を行う。 (1) 海外への品種登録出願に際しての相談を一元的に受け 付ける相談窓口の設置 (2) 主な出願先国を対象とした海外出願マニュアルの作成 (3) 我が国品種の海外における侵害実態等の調査 (4) 海外において対応すべき育成者権侵害事案の公募・選 定及び対応経費への支援 2 海外出願促進対策 次の(1)の取組を実施するとともに、(2)及び(3) の取組について、(1)により選定された支援対象者に対し て補助を行う。

(1)海外で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出

(2)農業の輸出力強化のため重要な品種の海外への品種登

力強化につながる品種登録出願の公募・選定

(3)(2)以外の海外への品種登録出願

録出願

3 種苗資源の保護

我が国で古くから栽培されてきた伝統野菜等の種苗資源について、地域において保存する。

4 国際種子検査協会 (ISTA) 総会開催に係る支援 国際種子検査協会の2018年次総会の開催を支援する。

別表2 (第5関係)

農林水産物・食品輸出促進対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分		事業承認者
戦略的輸出拡大サポート事業の事業実施主体		食料産業局長
品目別等輸出促進対策事業のうち水産物に係る事業実施 主体		水産庁長官
	引等輸出促進対策事業のうち水産物に係るものを除 業実施主体	
	特定の地方農政局の管轄区域内(注)に所在する 事業実施主体であって、分野、テーマ別に対する 販路開拓等の取組支援のうち産地と連携した販売 促進支援に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	北海道に所在する事業実施主体であって、分野、 テーマ別に対する販路開拓等の取組支援のうち産 地と連携した販売促進支援に取り組む事業実施主 体	北海道農政事務所長
	沖縄県に所在する事業実施主体であって、分野、 テーマ別に対する販路開拓等の取組支援のうち産 地と連携した販売促進支援に取り組む事業実施主 体	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の事業実施主体	食料産業局長
食文化発信による海外需要創出加速化事業の事業実施主体		食料産業局長
輸出環境整備推進事業のうち既存添加物等申請支援事業 の事業実施主体		食料産業局長
輸出環境整備推進事業のうち国際的認証資格取得等支援 事業の事業実施主体		
	北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務所長

1		
	沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
インポートトレランス申請支援事業の事業実施主体		生産局長
食によるインバウンド対応推進事業の事業実施主体		食料産業局長
日本発食品安全管理規格策定推進事業の事業実施主体		食料産業局長
地理的表示保護制度活用総合推進事業の事業実施主体		食料産業局長
農業ICT標準化推進事業の事業実施主体		食料産業局長
植物品種等海外流出防止総合対策事業の事業実施主体		食料産業局長

⁽注)地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。